

第81回 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

日 時 令和6年11月20日（水）

10:00～11:30

場 所 くにびきメッセ 大展示場（1/3区画）

○森本防災部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第81回島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会を開会します。

初めに、会長であります丸山知事から御挨拶申し上げます。

○丸山会長 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、多くの委員の皆様方に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議におきましては、1点目として、特定重大事故等対処施設等の設置に関する事、2点目として、島根原発2号機の再稼働準備に関する事、大きく2点につきまして、御説明を予定をいたしておるところでございます。

1点目の特定重大事故等対処施設等につきましては、先月25日に中国電力から原子力規制委員会による設置変更許可があった旨の報告があり、県としては、県議会、そして本安全対策協議会、また、原子力安全顧問や関係する自治体などの御意見を伺いまして、設置を了解するかどうかについて判断をしていきたいというふうに考えております。

2点目の島根原発2号機の再稼働準備につきましては、中国電力において計画されている12月の再稼働に向けて、これまで安全対策工事、燃料装荷はそれぞれ完了しております。本日は、中国電力より現在に至るまでの準備の状況とこれからの工程などについて御説明をいただくことといたしております。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○森本防災部長 本日、議事進行を務めます防災部長の森本でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

議事に入ります前に、会の進め方について御説明します。

本日の議題は4つございます。まず、議題1について、中国電力から資料1により説明をいただき、続いて、議題2について、事務局の島根県から資料2により説明を行います。その後、議題1、議題2について、質疑の時間をお取りします。続いて、議題3について、

中国電力から資料3により説明をいただき、その後、質疑の時間をお取りします。最後に、議題4について、事務局である島根県から資料4により説明を行った後に、議題4に加え、議題1から3について、もう一度質疑の時間をお取りします。なお、最後に時間が許せば会場後方の一般参加の方々からの質問もお受けしたいと考えております。

それでは、中国電力から、議題1について説明をお願いします。

○三村島根原子力本部長 皆さん、おはようございます。中国電力島根原子力本部長の三村でございます。

説明の前に一言御挨拶をさせていただきます。

島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会の皆様方には、平素より当社事業運営に多大なる御理解をいただき、本当にありがとうございます。また、本日もこうして説明の機会をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

まず最初に、火災の関係でございます。本年4月と9月に火災が起こりまして、先月、当社として最終報告書を取りまとめて公表させていただきました。それに基づきまして、先日、各自治体執行部の皆様方に立入調査をしていただき、内容についても確認をいただいたところでございます。そのときにも御説明をさせていただきましたとおり、再発防止対策をしっかりと確実に取り組み、今後も火災発生防止に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、先ほど会長から御紹介がございました特定重大事故等対処施設など、いわゆるテロ対策設備でございますけれども、設置変更許可の申請をしてございましたが、10月23日に規制委員会から許可をいただきました。25日には各自治体様に安全協定に基づくお願いをさせていただいたところでございます。当社といたしましては、これから準備が整い次第、設備の詳細設計を定めましたいわゆる設工認と言われる図書を準備をいたしまして、国に申請をして、引き続きその審査をしていただきたいというふうに考えてございます。

最後になりますが、島根2号機の起動の準備の状況でございます。先月10月28日に全ての安全対策工事を完了いたしまして、同日、原子炉に燃料を装填する作業を開始しました。燃料につきましては、11月3日に全て装填を終わりました。現在、引き続き準備を進めているところでございます。あわせて、燃料も装荷できましたので、今後の工程を立てるという観点から、12月7日に原子炉を起動するという、そういった工程で国に申請書類を出したところでございます。

このように、工程は目標を持って進めておりますけれども、一歩ずつ確実に、慎重に進めていきたいと考えてございますので、引き続き御支援のほうをよろしく願いをいたします。

それでは、副本部長の井田のほうから説明をさせていただきます。本日はよろしく願いいいたします。

○井田島根原子力本部副本部長 皆様、失礼いたします。島根原子力本部副本部長をしております井田でございます。私から説明をさせていただければと思います。すみません。座らせていただきます。

それでは、お手元の資料1番です。「特定重大事故等対処設備および所内常設直流電源設備（3系統目）の概要」について、説明を始めさせていただきます。

今、タイトルにありましたとおり、2項目ございますけれども、まずは、1点目は、特定重大事故等対処施設についての説明を始めさせていただきます。

右上にページ番号が丸数字で振っております。3ページをお願いいたします。「特定重大事故等対処施設とは」というタイトルの説明ページとなっております。下の図を御覧ください。原子炉建物に飛行機が衝突していると、そのような絵が描いてありますけれども、このように、故意による大型航空機の衝突でありますとか、その他テロリズムによりまして炉心の損傷が発生するようなおそれがある場合につきましては、その絵の中に、原子炉建物の右と左に赤い可搬型の送水車の車両が描いてございます。現状、こういった可搬型の分散配置している送水車等によりまして、原子炉の格納容器を冷却するというような対応が既にできているというような状況にございますけれども、これから説明をいたします特定重大事故等対処施設とは、これに加えてさらなるバックアップとしまして、特定重大事故等対処施設で原子炉の格納容器を冷却をしていくと、そういった施設になってございます。この図でいいますと、図の左側の黄色で示したような常設の施設となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。ページ上下それぞれ3段書きになっておりますけれども、下側の工程の欄を御覧をいただければと思います。一番その上に特定重大事故等対処施設ということが書いてございまして、まずはこの建物や機械、電気設備につきまして、審査が行われたという状況にございます。そして、その後、真ん中の欄、一番下の欄ということで、施設の地質の構造の審査、あるいは基礎地盤や周辺斜面の安定性の審査が行われまして、今年の夏、7月5日の審査会合が最後ということになってございます。

それでは、続きまして、5ページをお願いいたします。一番左に島根の2号機が記載してありまして、真ん中から右側が特定重大事故等対処施設の機能を説明するものとなっております。真ん中の欄、一番上に赤囲いで原子炉減圧操作設備とございます。こちらは、その右に原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能とありますけれども、原子炉の圧力を減圧する、そういった機能の特重施設としても持たせるというものでございます。

続きまして、水色で記載があります注水設備と水源ということでございます。こちらは矢印が左のほうに3本伸びておりますけれども、真ん中の矢印は原子炉の圧力容器のほうに冷却のために水を注水する。あるいは一番下の矢印のように原子炉圧力容器の下の部分に水を注水する。これは、熔融した炉心を冷却すると、そういったための注水でございます。そして、一番上の矢印でございますけれども、こちらは原子炉格納容器の壁に刺さっているというような絵になっておりますけれども、こちらは、原子炉格納容器の中の冷却と、そういったための注水の機能ということでございます。

そして、その下には緑の絵がございますけれども、こちらは反対側の矢印が出ております。原子炉の格納容器の圧力を逃すと、そういった機能を持たせるというものでございます。

そして、黄色で電源、計装、通信連絡とございますけれども、今説明しました様々な機能を発揮させるための電源や計装設備、あるいは通信連絡設備、そういったものを設けるという説明でございます。

そして、最後、一番下になりますけれども、緊急時制御室ということで、今説明しました施設を制御するということで、緊急時制御室を設けるということとしてございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。これは、特定重大事故等対処施設に関する配置の設計というものでございます。特定重大事故等対処施設は、原子炉建物等とこの特定重大事故等対処施設が同時に破損するということを防止するために必要な隔離、場所を離す、そういった距離を確保するか、あるいはそういった航空機等の衝突に対しましても頑健な建物の中に収めるということで設計をしております、審査のほうでも確認をいただいているというような状況でございます。

続きましては、7ページ以降になりますけれども、こちらにつきましては、先ほども説明をしました一つ一つの機能を一件一葉で説明図に落としたものでございますので、説明のほうは、申し訳ございませんが、省略をさせていただければと思います。

続きまして、説明は、15ページをお願いいたします。こちらは津波に対する設計とい

うこととなります。①番と②番ということで説明がございませう。まずは①番ということで、基準津波に対する防護ということで、そういった基準津波に対しましても敷地への到達、流入を防止すると、具体的には防波壁等になりますけれども、そういったことによりまして、その敷地の中にあります特定重大事故等対処施設を防護するということを実施いたします。それに加えまして、②番にありますとおり、何らかの要因で敷地に津波による浸水が生じた場合におきましても、特定重大事故等対処施設が必要な機能を維持できるという設計とするということでございます。

以上がまず1点目の特定重大事故等対処施設に関する説明となります。

続きましては、2点目の直流電源設備の3系統目の説明に入ります。

17ページをお願いいたします。こちらもさらなるバックアップとしての設備となります。下の図を御覧ください。もともと1系統目、2系統目ということで、もう現状既に直流の電源を供給する設備を設けてございます。廃棄物処理建物の中に緑の点線で蓄電池、充電器とございますけれども、こちらが1系統目のものとなっております。そして、その右隣には高圧発電機車が青の点線で囲われておりますけれども、これが2系統目の直流電源設備、直流を供給する電源設備となっております。こちらは、高圧発電機車自身は交流の電源を供給する設備でございますけれども、建物の内部にあります交流を直流に変換する設備と併せ持つて、直流を供給する、そういった2系統目の設備ということになってございます。ここまでが現状既にあるという設備でございます。今回、原子力規制委員会から許可が出ました設備は、3系統目の赤で表示してある設備となっております。図でいうと左の地下の部分になりますけれども、さらなるバックアップとしまして、蓄電池、充電器の設置を行うというものとなっております。

18ページをお願いいたします。審査の状況でございますけれども、先ほどと同様、直流電源設備に係りますそういった審査が先行して行われまして、その後、地質や基礎地盤の審査が行われて、終了をしているという状況でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。19ページに少し細かな電源を構成する説明図がございませう。この図の一番下の部分に四角が6個ありますけれども、こちらが島根の2号機にございます直流で動きます安全設備を表しております。こちらに直流の電源を供給するということで、まず、1系統目は黄色で印をした部分の蓄電池類になります。そして、2系統目が薄い緑色で表示をした部分でございます。一番上の真ん中に高圧発電機車がございませうけれども、こちらを接続をして交流の電源を供給し、その下にありま

す充電器で交流を直流に変換して一番下の機器に供給をすると、そういった設備になっております。そして、今回新たに設置をしようとしてますが、ピンク色で示しました3系統目の蓄電池ということになってございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。基本的な運用想定を説明したものとなっております。下の図を、タイムチャートを御覧いただきますと、外部電源あるいは非常用ディーゼルの運転が失敗ということで、どうしてもそういった電源、交流の電源がなくなったときに、その下、黄色で示しますとおり、1系統目の蓄電池でもって安全機能を発揮させるということになります。ここで何らか、一番下の黄色でバツがありますとおり、枯渇等の機能喪失があった場合に、今回設置をいたします3系統目の蓄電池が引き継ぎまして、こちらが24時間以上給電可能ということにしておりますので、電源を供給するという形になります。そうしておりますと、可搬型の2系統目の、一番下の欄になりますけれども、直流電源設備が使用できるようになりますので、引き続きボタンタッチをして直流の電源を供給するというような形になってございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。こちらは直流電源設備（3系統目）の設置場所を説明するものとなっております。左側の図を御覧いただきますと、島根の2号機、四角い建物が設置が発電所の中にしてありますけれども、そのちょうど方角でいいますと南側の部分の地下の部分に新たな3系統目の設備を設置をするというものを説明したものとなっております。

続きまして、22ページでございます。様々な蓄電池や交流電源設備、電源設備の設置場所をまとめた表となっておりますけれども、位置的なこの分散を図ることによりまして、同時に機能を損なうおそれがないようにしているといったものを説明したものというふうになってございます。

最後、23ページには、このたび設置をいたします設備の仕様をまとめているものでございます。容量3,000アンペアアワーというものの設置を計画をしているという状況でございます。

それでは、資料1に基づきます御説明は以上とさせていただきます。

○森本防災部長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2について、事務局から説明をお願いします。

○小村原子力安全対策課長 失礼いたします。島根県原子力安全対策課長の小村でございます。私からは、資料の2、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内

常設直流電源設備（3系統目）の審査結果に係る県の確認結果について御説明をさせていただきます。以下、座って説明をさせていただきます。

資料、最初に1ポツとしまして、原子力規制委員会による審査結果の概要をお示ししております。原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る設置変更許可申請について、主に以下のような内容を審査し、基準に適合しているとの判断の下、先月23日に設置変更許可を決定しています。

主な審査内容としましては、まず、両施設に共通する事項としまして、1つ目、地震、津波などの自然災害で事故対処機能が損なわれるおそれがないこと、2つ目、施設の設置者である中国電力が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を有すること、また、それぞれの施設ごとには、特重施設について、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対し、その事故に対処する機能が損なわれるおそれがないこと、また、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること、直流電源3系統目につきましては、1系統目に当たる常設の蓄電池及び2系統目に当たる可搬型の電源設備に対して、独立した電路、電気のルートで接続するものであること、こういった内容を審査の中で確認をしているということでございます。

県としましては、原子力規制委員会による設置変更許可後に審査結果の説明を受け、顧問や安全対策協議会、議会、関係自治体などの御意見を踏まえ、特重施設等の設置を了解するか判断する方針としております。今回、審査結果の確認に当たりましては、特重施設がテロ対策の施設で核物質防護の観点から厳しく情報開示が制限されており、会議の場でのやり取りだけでは正確な回答が得られない可能性があったことから、2ポツで示すようなやり方で確認を行っております。

具体的には、あらかじめ特重施設の設計、運用、施設設置による安全上の影響などに関しまして確認項目の案を作成し、原子力安全顧問会議で説明をした上で、顧問の皆様からの意見を踏まえ、項目追加や修正などを行った確認項目を事前に規制庁へ提示をしております。規制庁のほうには事前に内容を確認していただき、核物質防護上差し支えない範囲でできるだけ詳細な説明をいただくよう準備をいたしまして、その上で、11月6日に説明をいただいたところであります。

その確認結果について、本日は別添資料という形で、少し厚くなってございますけれども、添付をさせていただいております。本日は時間も限られてございますので、確認結果

の概要というところで、資料、薄いほうになりますけども、次ページ以降の資料で御説明をさせていただければと思います。

それでは、資料をめくっていただきまして、最初に表の構成のほうを説明させていただきます。

特重施設につきましては、大きく特重施設の設計、特重施設の運用、施設設置による安全上の影響という視点で確認をしております、直流電源設備の3系統目も含めまして、代表的な内容をここでは上げさせていただいております。左側、県の確認項目としてございますけれども、下のほうに括弧書きで書いておりますのは、先ほどの別添資料の対応する項目番号になっておりまして、規制庁の説明内容につきましてもより詳細なものをそちらのほうには掲載をさせていただいております。

ここから少し長くなりますけれども、1つずつ御説明をさせていただきます。

まず、特重施設の設計に関する項目、「地震、津波等の自然災害に対し、特重施設は耐性を有しているのか」につきまして、規制庁からは、「基準地震動、基準津波で事故対処機能を失わない設計とする方針を確認済みである。」「基準津波を超え、敷地が一定程度浸水した場合でも、機能を失わない設計とする方針を確認済みである」との説明がありました。

2つ目、「大型航空機が原子炉建物に直接衝突する事態やこれに伴う大規模な航空機燃料火災を想定しても、特重施設の緊急時制御室や事故対応に必要な特重施設の機能は維持できるか」につきましては、規制庁から、「大型航空機の衝突影響を評価した上で、特重施設と原子炉建物が同時に破損することを防ぐため、必要な離隔距離を確保する、または大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納する設計とする方針であることを確認済みである」との説明がありました。

3つ目になります。「注水設備や電源設備は多重化されるなど、信頼性の向上が図られる設計となっているか」につきましては、規制庁からは、「特重施設を構成する設備は、既存の設備に対して、可能な限り、多重性または多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることなどによって信頼性を確保する設計とする方針を確認済みである」との説明を受けております。

大きな2つ目になります。特重施設に関する2つ目の視点、特重施設の運用につきましては、1つ目の項目、「事故対処に必要な特重施設の要員は常時確保できるのか」について、規制庁から、「夜間、休日も含め、発電所内に特重施設要員を常時確保する方針

であることを確認済みである」との説明がありました。

2つ目の項目、「特重施設の運用に係る訓練の内容や頻度は確認されているか」につきましては、「特定重大事項等発生時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練や高線量下、夜間、悪天候等を想定した事故時対応訓練などを行う方針であることを確認済みである」との説明を受けております。

特重施設につきまして、最後の視点、「施設設置による安全上の影響」については、代表的なものとして1点上げておりますけれども、「施設設置により島根2号機本体の設備の構造、強度に悪影響が生じていないか」ということに対しまして、規制庁からは、「特重施設は、既設の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対し、弁を閉止するなどの措置を講じることにより悪影響を及ぼさない設計とする方針であることを確認済みである」とされまして、今後行われる設計及び工事計画認可の審査の中でその方針どおりになっているかを確認するという説明を受けてございます。

次のページへ移っていただきまして、所内常設直流電源設備（3系統目）については3項目上げてございます。

1つ目、「設置地盤のシーム及び断層が将来活動しないことを確認しているか」については、規制庁から、「第3バッテリー格納槽が設置される地盤には、将来活動する可能性のある断層等は認められないと中国電力が評価をしております、審査において、その評価の妥当性を確認済みである」との説明を受けております。

2つ目、「3系統目の追加により電源系統が複雑になるが、混乱なく運用するための技術的能力、手順等は確認されているのか」につきましては、規制庁から、「直流電源3系統目を用いた対応手順及び優先順位が明確化されていることを確認済みである。」「また、これらの操作に必要な人員を確保するとともに、必要な訓練を行うとしていることを確認済みである」との説明がありました。

最後、3つ目は、直流電源3系統目に求められる「特に高い信頼性を有するということがどのように確認されたのか」という項目について、規制庁からは、「既存設備の電路とは異なる電路で接続することにより独立性を有していること、既存設備とは異なる建屋または区画において整備するなど、位置的分散を図る方針であることを確認済みである」との説明を受けております。

県が行いました原子力規制庁に確認した審査結果の概要についての御説明は以上であります。

○森本防災部長 ありがとうございます。

それでは、中国電力及び事務局から説明がありました内容について、質疑に移りたいと思います。

この協議会の委員につきましては、規定上、1号委員である議会及び自治体の方々、2号委員である各種団体の方々、3号委員である行政職員で構成しています。まずは2号委員であります各種団体の方々から質問等をお受けしたいと思っておりますので、御質問等ある方は挙手をお願いします。

芦原委員。

○芦原委員 すみません。芦原と申します。2点お伺いしたいことがあります。

資料1の9ページです。溶融した炉心が落下した場合に備えて冷却装置を設置するという事で、下部のほうに水を張るということなんだろうと思っておりますけれども、かなり高温の溶融した燃料が水の中に落下した際の水蒸気爆発という可能性については検討されたんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

もう1点、特重施設の敷地、それから所内常設直流電源の設置場所に関して、それぞれシームの確認、断層の確認等を行われているわけですが、このことに関して、原子力規制庁は確認されたということですが、規制庁の皆さんは現場においてになって確認されたのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○森本防災部長 それでは、中国電力から回答をお願いします。

○井田島根原子力本部副本部長 お答えいたします。

まず1点目は、水蒸気爆発についてということでございます。

この特定重大事故等対処施設の審査のことについて、少し具体的に説明することが難しゅうございますが、まず、この特定重大事故等対処施設の前段に、今、島根2号機が重大事故対策、シビアアクシデント対策ということで審査が行われて、もう既に許可が出ておりますけれども、その中でも同様のこういった設備を設けると、今、既に設けてありますけれども、その際には、今、委員から御指摘がありました水蒸気爆発についての考慮についても審査を受けて、確認を受けてるところでございます。

具体的には、水が浅いと十分な冷却ができないかもしれない。だけど深いような水深になりますと、そういったところで水蒸気爆発が起こるかもしれないということで、適切な水の水深にするといえますか、そういった形の審査を受けておまして、合格が出ているというような状況でございます。

すみません。ちょっと説明が、特重の施設説明にはなくて、前段の重大事故対処施設に関する説明になりましたけども、水蒸気爆発に関しましては以上でございます。

それから、2点目は、いわゆる現地調査について、原子力規制委員会が現場のほうを確認をされているのかということだと思いますけども、こちらのほう、実施をされて、今回の合格という形に至ってございます。以上でございます。

○森本防災部長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ありますでしょうか。

それでは、1号委員、3号委員の方からも質問をお受けしたいと思います。挙手をお願いいたします。

尾村委員。

○尾村委員 まず、特重施設の問題ですが、これは中国電力の私は安全管理の問題として、厳しく物を言いたいと思います。

テロ対策の施設に関して、原子力規制庁から機密文書を中国電力は借り受けた。すなわちこの特重施設を設置するための様々な文書を規制委員会から借り受けた。しかし、規制庁から借り受けたいわゆる非公開文書を中国電力は誤廃棄をした。その誤廃棄したということに対して、6年間、資料を借りていた規制庁に報告をしていなかった。こういう事実があります。この点はいかかなものかということはず1点言っておきたい。

それから、2つ目に、もともとこの特重の施設というのは、2011年の福島第一原発の過酷事故の反省から新たな新設を求められた施設であります。福島原発事故が起こったのは2011年の3月、そして規制委員会が発足をして、新規制基準、その新規制基準の施行は2013年の7月であります。当初、新規制基準施行から5年以内に特重の施設を設置する、こういうことになっていました。具体的に言えば、2018年の7月までに、だから今から6年前までのところでこの特重の施設は設置しなければならないというのが当初の規制委員会の方針だったわけです。しかしながら、適合性確認審査申請等が長引いているということで、その規制委は、この審査が長引いていることを理由に工事計画認可から5年というふうに変更した。こういう経緯があります。すなわち猶予期間を延長するということは、私は安全対策を規制委員会自身が軽視したことだというふうには言わざるを得ない。これは私の意見です。

その上で、原子力規制委員会が特重施設の設置変更申請を許可をしたと。審査の項目で何を言ってるかということ、施設設置者は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を

実施する能力を有するんだと、ここを審査して規制委は変更許可を認可したわけです。

私はこの点で強く言っておきたいのは、この誤廃棄があったとき、規制庁自身が中国電力が安全文化の劣化があるのではないかと、厳しく規制庁は、規制委員会は指摘していたはずですが、また、同時に、この安対協の会長である丸山県知事も、中国電力は安全に対する意識が十分ではなく、緊張感と責任感が不足していると、このように中電に対して厳しく指導をされた経緯があります。

その上で、私は特重の施設そのものを否定するわけではありません。特重の施設を造ることを否定するものではありません。それはないよりあった方がいいでしょう。しかし、安全設備に関して、本当に大丈夫なのかということをお私言わざるを得ません。

例えばヨーロッパ、新型の原子炉が今造られておりますけれども、ヨーロッパの新型原子炉では、例えば一つは、頑健な原子炉格納容器、すなわち航空機が衝突しても大丈夫なような格納容器にするという点でいえば、ヨーロッパなどでは、大型商用航空機の衝突に耐える二重構造の格納容器、格納容器を二重構造にするというのがヨーロッパの安全装備基準です。しかし、日本の新規制基準では、破損した場合の規定しかされてない。すなわち水の注入です。こういう問題しかやられてない。それから、炉心を熔融燃料を受け止めるための耐熱材、コアキャッチャーです。このコアキャッチャーはヨーロッパなどでは設置が義務づけられている。日本の新規制基準では、これは設置要求はされていない。こういう点で、私は、世界で最も厳しい基準ということをお政府が言ってますけれども、これはそうではないということをお指摘しておきたいと思っております。

航空機の衝突事故などというのは、これは外的要因です。私が強く言いたいのは、内的要因、内的要因による事故。それはこの間、今言ってきました中国電力の安全管理体制がしっかりしてないと事故は起こり得る。この間でいえば20年間で8度の火災があったように、きちっと安全管理体制を強化してほしいということをお強く私は求めておきたいと思っております。

特重のこのたびの設置を否定するものではありませんけれども、特重はなぜ設置するのかと云ったら、それは2号機を再稼働するために設置するわけですよ。それで、こういう大型航空機の衝突だとか、テロだとか、そういうものから原発を本当に守る道というのは、原発をなくすことこそ一番の道ではないかということをお強く私は主張したいと思っております。

質問も何点かしましたが、意見を述べさせていただきました。中電から答える点があればお答えいただきたい。

○森本防災部長 それでは、中国電力から回答をお願いいたします。

○三村島根原子力本部長 様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

まず、全体として、この原子力施設を運用、管理する我々事業者の技術的能力、それから資質、安全に対するそういった姿勢、そういったものが一番大事だということは、我々自身も強く思っておりますので、そこはしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

まず最初に、特重ガイドの誤廃棄の件がございました。これは、尾村委員からありましたとおり、この特重の施設を設計するために極秘で規制庁がこういう条件で設計がきちとなるようにという、そういったものを書き記した書類でございますけれども、当社のほうで部数を預かっておきながら、その一部を誤廃棄をしたというところでございます。

委員からもございましたように、2号機の新規制基準の合格をいただくときに、こういった特重ガイドの誤廃棄を受けて、その当時の更田委員長から、安全文化の劣化と捉えてしっかり対応するよという御指示がございました。

これに関しましては、今回、島根2号機の新規制基準の対応、設置許可の後、設工認、それから保安規定とございますけれども、今年5月に認可をいただきました原子力施設保安規定の中で、この安全文化の維持、育成、こういったものに引き続きしっかり取り組めるよというよということで、当社はその保安規定の中に、社長直下に原子力の部門とは別に原子力安全監理という部門をつくって、そこで当社の組織、我々自身もちろんですけども、一緒に構内に働いている会社の皆さん、そういった方の活動をしっかり監視、評価する組織を新たに設置をしました。これによって設置許可をいただいたときの安全文化の劣化の兆候、こういったものを速やかに摘み取れる、そういった組織として当社の意思を示して、今回、保安規定の認可をいただきました。

今回、まだその新しい組織は活動を始めたばかりでございますけれども、我々、こういった過去の不適切なことを踏まえて、安全文化の維持について、しっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、今回の特重につきまして、猶予の関係がございました。御意見のところとは思いますけれども、今回、5年の猶予が法律で定められてございます。本体の設工認の認可から5年ということございまして、島根2号機につきましては、昨年の8月末に設工認の認可をいただいておりますので、今からすれば、あと4年後までに設置が求められているというものでございます。

この安全余裕、この猶予がもともとあるというのは、既に新規制基準の中では、先ほど最初に井田のほうから御説明をしましたように、いろいろな大型の送水車、そういったモバイル機器をしっかりと用意をして、これによって大規模なテロ対策にも既に対策が取られていると、そういった状況にあるので、さらなる二の矢、三の矢として、常設の設備として特重施設を設置をするということなので、猶予が設けられているというふうに理解をしてございます。これによってさらなる安全対策になって、当社としては、炉心溶融等を起こさないようにしっかりと管理をしていきますけども、大規模ないろいろなそういったテロについてもしっかりと対応して、さらなる安全、皆様に信頼をいただけるような、そういった原子力施設にしたいというふうに考えてございます。

当社からは以上です。

○森本防災部長 ありがとうございます。

ほかに御質問等、よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員 時間がないので簡潔に申します。

お願いしておきたいのは、しっかりと安全教育を中電全体、協力会社で徹底していただきたい。原発の安全神話からの決別をしっかりと図るということを肝に銘じていただきたい。意見として述べておきます。

○森本防災部長 ありがとうございます。

それでは、議題1、議題2はこれで終了させていただきます。

続きまして、議題3について、中国電力から説明をお願いします。

○井田島根原子力本部副本部長 失礼いたします。それでは、説明のほう、お手元の資料は3になります。「島根原子力発電所2号機 再稼働準備の状況等」というタイトルの資料で説明を始めさせていただきます。

まずは、ページ番号でいきますと、3ページをお願いいたします。まずもって安全対策工事の完了につきましての御報告でございます。2011年の福島第一原子力発電所の事故が発生して以降、自主的な私どもの安全対策の取組や新しい規制基準への対応、そういった形で様々な安全対策を進めてまいったところでございます。また、昨年3月からは、新しい新規制基準への対応としましては、新しく設置をした設備や改造を行った設備、そういったものに対しまして、事業者が使用前事業者検査ということで実施をするということに加えて、原子力規制委員会からは、使用前確認ということで確認をされておられ

ます。そういったものに対応してきたところでございます。先月、10月の28日には、燃料装荷までに行う今の使用前事業者検査と使用前確認が終了しましたので、このことをもちまして安全対策工事を完了ということでお知らせをさせていただいたところでございます。ただ、また引き続きまして、原子炉の起動に係る設備の検査や試験ということも残っておりますので、一つ一つ目の前のステップを着実に進めてまいるという所存でございます。

4ページをお願いいたします。こちらは参考としまして、主な安全対策工事の内容を少し1枚に整理をしたものでございます。地震や津波対策といった自然ハザードに対する対応、そのほか火山への対応や竜巻への対応、そういったものを取っております。そのほか、真ん中の欄には、電源の確保、冷却機能の確保ということで、常設のものに加えて可搬型のもの、そういったものもスタンバイをさせているという状況でございます。また、一番下には、事故に至った場合の対応拠点としての対策所ですとか水素の処理装置、フィルターベントといったものを設置をしているという状況でございます。

続きましては、5ページをお願いいたします。タイトルにありますとおり、現場シーケンス訓練、大規模損壊訓練ということで、訓練関係の御説明となります。下に工程表がございますけれども、その一番左側、10月の欄を御覧をいただきますと、赤で今の訓練が記載してございます。10月の9日から11日に、ちょうど中旬に現場シーケンス訓練というものを実施をいたしまして、その後に大規模損壊訓練というのを実施をしております。それぞれの訓練につきましては、この後説明をいたしますけれども、いずれも問題なく終了しているというような状況でございます。なお、こういった訓練、今回、10月の末に実施をいたしましたけれども、今後も毎年毎年実施をしていくというようなものになります。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらは現場シーケンス訓練の説明をするものでございます。上の四角に事故の想定が説明がされております。これ、島根2号機がプラントの運転中、何らかの原因によりまして、原子炉の中の水が抜けてしまうと、いわゆるLOCAというような原子炉冷却材喪失が発生をし、加えまして、全ての交流電源が喪失をしてしまって、水を入れる非常用炉心冷却系、そういったものが動かないというような想定の下での訓練でございました。そういったことで、炉心損傷が発生したというような想定の下での非常に厳しい事故の対応でございます。

こういった事故への対応につきましては、原子力規制委員会によります審査の中で我々

中国電力の対応を説明をしております。具体的に説明した項目として例がその下の表に掲載をしております。例えば低圧原子炉代替注水槽への補給をします。給油をします。それから、一番下、窒素ガスの供給をします。そういったことを審査の中で説明をしております、それぞれ私たちはこういった時間できちっと対応しますということを約束をしております。今回のシーケンス訓練では、そういった項目が実際に下に写真にありますとおり、現場のほうで実機を使って実際に時間内にできるかということを確認をしているというようなものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。こちらは大規模損壊訓練というものでございます。シーケンス訓練に続きまして、10月の中下旬に実施をしておりますけれども、想定としましては、上の四角の中にございますとおり、制御室建物ということで、中央制御室を収めた建物になりますけれども、こちらに航空機が衝突をして、中央制御室が損傷して機能を失うと、また、制御室の中の運転員も対応が不能となるといった状況のものでございます。また、航空機の燃料による火災が発生をして、そういったものを消火しなければいけないと、そういったシナリオの下でございまして、実際、訓練には、こちらはシナリオを事前に伝えずに訓練を実施をしているというものとなります。

写真が4枚ありますけれども、左上は緊急時対策所で対応戦略の確認をしているというような状況でございます。こういった対応戦略の確認、指示を行いまして、残りの3つは現場の写真となりますけれども、現場とも連携をしながら、消火ルートの確保のためのホイールローダーということで、右下のオレンジ色の重機がそうでございますけれども、こういったもので瓦礫の撤去をしたり、あと残りの2枚、消防車や放水砲による消火活動、そういったものを実施をして訓練をしたというものでございます。

続きましては、8ページをお願いいたします。話が少し替わりまして、燃料装荷の御説明となります。10月の28日から3日までの1週間をかけまして、燃料の移動を終えているという状況でございます。下側の右の絵を御覧をください。燃料プールの中にあります使用済燃料貯蔵ラック、こちらの中に燃料が一本一本立てて保管がしてあります。この燃料、燃料集合体と図にありますけれども、こちらを一つ一つ上の燃料取替機で引き上げまして、横移動をさせて、原子炉ウエルの下の炉心と、オレンジ色の部分に移動をするという作業が燃料装荷というものでございます。こちらは560体について全て作業を、移動を完了しているというような状況でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。上半分が工程表、下半分がそれぞれの項目

の説明となっております。今御説明しました燃料装荷は10月から11月にかけてのピンク色の部分になりますけれども、今はその右側の起動前準備というところに島根2号機でございます。現在は、原子炉の中の構造物のそういった復旧作業ですとか、先ほど原子炉の圧力容器、燃料の移動作業のときには蓋が開いておりましたけれども、そういったものを蓋を閉めるですとか、さらにはその外側にあります原子炉の格納容器、そういったものも復旧をしていくというような作業になります。

その次が起動という形になりますけれども、こちらは原子炉の起動までに行う検査、それから使用前確認が終了したということでもって原子炉の起動というワンステップに移ります。こちらは12月の7日ということで、あくまでも予定でございますけれども、そういったところでございます。原子炉の起動ということになりますと、制御棒を引き抜きまして、原子炉の中で蒸気を発生させていくというようなステップになっております。これ以降も設備や機器の点検や検査を進めていって、健全性の確認を進めていくというものになります。ここで起動試験と起動試験の間に中間停止という灰色の部分がございますけれども、こちらは、今回、停止の期間が長くなったということも踏まえまして、一度原子炉を止めまして、改めて設備や機器の点検、検査、清掃を行うと、そういった工程を予定しております。

そういった起動試験を経た上で、発電機の並列（再稼働）というところになってまいります。こちらでは、原子炉の蒸気でタービン、発電機を回して外に電気を送ると、そういった状況になってまいります。

その後、定格熱出力到達ということで、徐々に徐々に出力を上げていって、定格の熱出力到達でやっと100%の出力というような運転状態になります。ただ、まだこの状態でも発電所においては安定して全体が運転できているかどうかというのを入念にチェックをしていくというような状況でございます。

最終的には、黄色で総合負荷性能検査というものがございます。こちらは定期事業者検査と使用前事業者検査の最終検査ということでございまして、プラント全体の各機器、設備の温度や圧力、流量、そういったデータを確認をするというものとなっております。この最終検査が合格といったことを経て、来年になりますけれども、営業運転の再開というような形になってまいります。

続きまして、10ページには、参考としまして、稼働に係ります公表予定について説明したのとなっております。下半分に公表ということで、三角印をひっくり返している

いろな起動の工程におけます節目節目の説明をしておりますけれども、こういったタイミ
ングで、これまでも安全対策の完了ですとか燃料装荷の開始、終了といったタイミ
ングでお知らせをしております。今後も原子炉の起動や臨界、発電機の並列、そういった主な
節目節目でプレスリリースといいますか、お知らせをしていきたいというふうに考えてご
ざいます。

加えまして、一番下に黄色の矢印が左から右に伸びておりますけれども、週報というこ
とで、毎週毎週の情報更新になりますけれども、1週間の作業実績、それから次の1週間
の作業予定ということで、今も既に毎週毎週お知らせをしているという状況にございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。こちらは東北電力の女川原子力発電所の
2号機で、起動の途中で原子炉を停止するといったことがございました。こちらは11月
の4日時点の情報でございまして、今は11月の11日に東北電力からも、このことにつ
きましては、何があったのか、そして原因はどうであったのか、再発防止はどうであった
のかということで、発表がされているといったところでございます。私ども島根2号機も
同様な設備を持っているというところでございますので、しっかりとこういった状況を勉
強といいますか、きちっと取り入れて、同じようなことが起きないようにということで対
応をしております。今、女川2号機の原子炉停止ということだけでシートはありますけ
れども、これに限らず、先行プラントでのそういった状況はしっかりと踏まえて、これま
でも対応してきているというような状況にございます。

最後に、12ページからは、六ヶ所再処理工場の竣工延期につきまして、御説明をさせ
ていただければと思います。

六ヶ所再処理工場の状況でございますけれども、こちらは、2024年の上期のできる
だけ早期ということで竣工目標を立てられて、対応が進められておりましたけれども、こ
のたび日本原燃から新たな竣工目標ということで、2026年度中ということで公表がさ
れました。

14ページを御覧いただきますと、再処理工場の竣工目標につきましては、現在、設
認の審査がなされているという状況でございます。ここで今回基準適合性をきちっと説明
をするために、地盤モデルに最新データを用いました基本地盤モデル、そういったもの
に見直しをしまして、建物あるいは建物にあります全ての設備、機器等の耐震の評価をすべ
きと判断をされまして、約4万件あるというふうな機器でございます。そういったものを
対応するために、審査につきましては、25年度中ということで発表がされております。

加えまして、その後の検査もありますので、そういったことを踏まえまして、26年度中という竣工目標となっているという状況でございます。

最後、15ページをお願いいたします。私ども、島根1号機の廃止措置の計画につきましては、今現在、左から2番目の第2段階にございまして、この中で、使用済燃料の搬出、それから譲渡しということで実施をしますということで説明をしていったところでございます。この再処理工場の竣工時期の見直しによりまして、その燃料搬出のタイミングが少し遅れる方向ということになりますけれども、現時点では、私ども、その工程に余裕といったものも見込んでおりますので、現時点で廃止の工程を見直す必要はないというふうに考えているという状況でございます。

しかしながら、使用済燃料の再処理工場を、引き続きこれを安全最優先に早期の竣工ということを目指しまして、より一層、日本原燃のほうをオールジャパン体制でしっかりと全力で支援をしていきたいというふうに考えているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○森本防災部長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました議題3につきまして、質疑に移りたいと思います。

本議題につきましても、初めに2号委員であります各種団体の方々からお受けしたいと思っておりますので、御質問等ある方は挙手をお願いいたします。

芦原委員。

○芦原委員 まず、使用前の事業者検査のことについてお伺いしたいんですけれども、これ、従来は事業者の検査ではなくて、規制委員会がやるということになっていたと思えます。規制を緩めた結果、こういうことになったということなんですけれども、その上で、原子力規制委員会は事業者のその検査の確認にいらっしゃってるわけなんですけれども、これ本来、確認にいらっしゃった原子力規制委員会にお伺いしたいところなんです、共に立ち会われたと思えます。原子力規制委員会、どのように確認されたのか、お伺いをしたいと思えます。

一つ意見として申し上げておきます。適切に対応ができているのかどうか、これを確認するためには、自らがやったことを自らが検査するっていうのはどうしても緩くなってしまうんですよ。これはやっぱり第三者機関がきちりと検査を行うことが皆さんが日頃から言ってる安全第一のやるべきことではないかというふうに思っています。それをまずお聞きしたいと思えます。

2点目は、大規模損壊訓練、行っていらっしゃいます。この大規模損壊訓練に関して、原子力規制検査であるわけですが、その中に原子炉建屋を航空機が直撃をしたということ想定した対応訓練というのは入っているのでしょうか。やるのであれば、先ほどの話の特重施設ができていなければ、なかなかやることはできないんですけども、入っているのであれば、特重施設を運転開始から5年以内に完成すればいいやという話ではなく、本来ならばそれも済ませておいた上での再稼働という手順になるべきではなかったのかというふうに思います。これは意見として申し上げておきます。

3点目、再処理工場の竣工延期が続いております。果たしてうまくいくかどうか、非常に不透明な状態ではないかというふうに思っているわけですが、仮にこの再処理工場が現在の予定どおり稼働したという前提に立ってお聞きするんですけども、この再処理工場、プルサーマル用のための量だけしか再処理を行えないと、こういう方針になっているわけです。こういうことになると、再処理する量というのは全量再処理にはならないですから、限られた量しか再処理できません。ということになると、稼働した原発の燃料プールが逼迫してるところから順々に行っていくというのが想像できるわけです。こういうことになると、さて、1号機の燃料プールの中に入っているこの使用済みの燃料、本当に予定どおり搬出することができるのでしょうか。そこの見通しをちょっとお答えください。

○森本防災部長 それでは、中国電力から回答をお願いします。

○三村島根原子力本部長 それでは、回答します。

まず、使用前事業者検査等に関する御確認でございました。

法律等、検査の仕組みが変わって、使用前事業者検査、我々がまず自ら検査をして、当初設計どおりに物が据え付いているか、ちゃんと所定の能力が出るポンプ類が据え付けられたか、そういったことを自ら検査するという内容でございます。これも全て手順書を作って確認項目を明らかにして実施をしてございます。途中、第三者性のお話ございましたけれども、当社の中でも実際に工事をしたメンバーとは別のラインの者が検査をするということで、据え付けた者が自らこれでよしよしということではなく、しっかりそういった独自性を持った検査体制を組んで実施をしてございます。

また、その結果を原子力規制委員会のほうが使用前確認を実施をされてございます。これにつきましてもしっかりとした確認項目に基づいて検査をされてございますので、従来と何ら基本的には変わることがない仕組みになっているというふうに考えてございます。

次に、大規模損壊の関係、御質問ございました。

まず、今回の新規制基準、もちろん今日御説明をしました特重施設、これの設置も求められてございますけれども、そもそも現時点、再稼働する前の段階で、今、いろいろ配備をしてございます大量送水車やいろいろなモバイル系の機器、これを分散配置をしてございます。発電所では4か所に分散配置をして、これを許認可で合格をいただいております。これらの機器をしっかりと使うことによって、先ほどのような航空機の衝突、こういったもともと特重施設で想定しているような、そういったテロ対策にも現時点でしっかり対応できるというのが新しい規制基準が求めている基準でございます。今回、大規模損壊訓練というのは、そういった大規模な想定があったとしても、原子炉冷却、そういったことができる、消火とかも含めてですけども、そういったことができるということを確認をしているということでございます。そういう意味合いで、現時点でもそういったテロに対する対策がきちっと取られているということの確認にもなるということでございます。

それから、最後に、六ヶ所の関係、ございました。

御指摘のとおり、今回、工程2年延びまして、それから、今後、再処理が徐々に進むというふうに考えてございます。最初からフルに操業することもできない、そういった想定も当社として織り込んでございまして、プルサーマルがもう少し進んでいかなければ、なかなか処理が、フルに稼働するというのが難しいというのも芦原委員が御指摘のとおりかとございます。ただ、既に再稼働している加圧水型のプラントでは、もう既にMOX燃料を装荷をして、消費をしてございます。そういったこともございますので、徐々に日本全体として原子力の稼働が進んでくれば、MOX燃料、プルサーマルも少しずつまた進んでいこうかと思っておりますので、そういった全体の流れから見れば、今回の六ヶ所も稼働した以降、徐々にそういった燃料の再処理が進んでくるものと、そういった想定をしてございます。以上です。

○森本防災部長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ありますでしょうか。

なければ、続いて、1号委員、3号委員の方から。

大国委員、お願いします。

○大国委員 大国です。12月7日にいよいよ起動ということになります。我々住民からすると、今後、一体何年原発と向き合わされるのだろうと、2号機がいつまで動くのか、それから、3号機が動き始めるとするならば、一体いつまでなのか、そういう不安の中にあるということはずまずお伝えしておきたいと思っております。

中国電力さんは直接には責任を負わないかもしれませんが、避難計画の実効性があるかないかといえば、私はないと思っています。とりわけ医療や福祉の現場、当然、避難を強いられる、あるいは入院患者の皆さん、施設の入所者の方を安全に避難させなければならない方たち、この医療や福祉の現場で人手不足が起きて、もう大変な状況になっています。中国電力の皆さんは、この避難計画が計画どおりにはいかないのではないかという現実を私は直視すべきではないかということをもまず強調したいと思います。

それから、この20年間で8回の火災がありました。度重なる事故、それからトラブル、不祥事も過去に起きています。やはり原発を扱う事業者として、信頼は失っているのではないかということも私は訴えたいと思います。我々住民からいたしますと、今後、原発が動き続けるとするならば、もし事故が起きたらどうなるのか、そういう不安の中にあるということは先ほども申し上げました。その危ない原発を動かす事業者が信頼されているのかという点では、私は大きな不信が依然と残り続けているというふうに思います。

先ほども話題になりましたけれども、じゃあ使用済核燃料の処理方法は一体どうなるのか、確立されているのかといえば、されていません。六ヶ所再処理工場の竣工時期についても27回目の竣工延期ということになりました。先ほど説明があったとおりです。

ただ、私、言いたいのは、これまで中国電力さんは六ヶ所の竣工について、確度が高いということを言い続けてこられました。強調され続けてきたと思います。今日はそのことについての言及が全くございませんでした。あれだけ確度が高いと言っていたのは一体何だったのか、きちっと御説明いただきたいというふうに思います。

未来に責任を負うことができるのか、住民の命を守ることができるのか、私は今からでも再稼働は中止すべきだということは強調しておきたいと思います。

以上、質問と、それから主張ということでございます。

○森本防災部長 ありがとうございます。

それでは、中国電力から回答をお願いいたします。

○三村島根原子力本部長 御意見ありがとうございます。

まず、再処理、六ヶ所の件でございます。

当初から、本年度上期の竣工ということで原燃のほうで取り組んでいる。我々もしっかりそれを支援してきたわけでございますけれども、現実的には2年の延期ということで、それにつきましては、六ヶ所も共同で事業運営をしている当社としても、心からおわびを申し上げたいと思います。

しかしながら、今回、先ほど御説明させていただきましたように、延期の理由は、再処理の技術的な観点というよりは、新規制基準に対する耐震設計の評価の確認、これについて再度評価を精緻なものにしていくという、そういった審査への対応ということで、今回の再処理で新たないろいろな技術的な観点が、再処理に関する技術的な観点で何か遅れていると、そういったことではないというふうに理解をさせていただきますので、そういった意味合いでは、今回延期にはなりましたけれども、再処理工場は必ず稼働できるというふうに考えてございまして、従来の確度が高いというのが24年上期絶対という意味合いで捉えておられたということであれば、そこはおわびを申し上げたいというふうに考えてございますけれども、しっかり六ヶ所のほうは引き続き進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、稼働による不安の声、これは我々も様々な御意見をいただいておりますので、そういった御不安の声を直接いただくことも事実としてございまして、それは我々も真摯に受け止めてございます。地元の方々と直接お話をさせていただく機会、最近、再稼働前ということで、そういった機会も増えてございます。そういった中でも直接、私自身もそういった声をいただいております。過去いろいろな不適切な事案があったということも事実でございまして、そこで失った信頼というのはなかなか一朝一夕で回復できるということでないというのも我々としてもしっかり受け止めてございます。そのためにも、島根2号機、今回再稼働できれば、その安全・安定運転を引き続き続けていくことによって、そういった信頼を回復をしていくと、これしかないかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、皆様方に安心とさせていただける、我々は安全は確実に守りたいと思っておりますけれども、さらに安心というところまで皆様方に思っただけのように、そこは引き続きしっかり努力をしていきたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○森本防災部長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題3についてはこれで終了とさせていただきます。

続きまして、議題4について、事務局から説明をお願いします。

○小村原子力安全対策課長 そうしますと、島根県の小村でございまして。それでは、資料の4、島根原子力発電所2号機の再稼働準備に係る県の対応について御説明をさせていただきます。

島根原子力発電所2号機につきまして、県は令和4年の6月に再稼働を容認する旨の判断を示しておりますが、その際、引き続き中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その動向を厳正にチェックするなど必要な対応を取っていくこととしております。

その後、原子力規制委員会において、設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査が進められるとともに、発電所内では安全対策のための工事が進められてきました。

県はこれまで原子力規制委員会による審査状況を注視するとともに、安全対策工事に伴う機器据付けや性能試験等の状況を確認をしてきております。審査状況につきましては、審査状況説明会におきまして中国電力から説明を聴取するほか、県の原子力安全顧問会議のほうで原子力規制庁から説明をいただき、顧問の皆様から助言をいただくなど、対応してきてございます。

安全対策工事の実施状況につきましても、職員が現地のほうに赴きまして、現場の状況を視察し、中国電力の職員から説明を受けるなどの確認を行ってございましたけれども、参考としまして、資料の下のほうに島根原子力発電所周辺の2県6市、こちらが合同で行った現地確認の実績のほうをお示しをさせていただいております。本日は、その状況のほうを御紹介させていただければと思います。

初回合同現地確認を行いました今年1月の時点では、まだ多くの工事が並行して実施をされているという状況でございました。資料をめくっていただきますと写真を載せさせていただいております。上2枚が1月のときの写真になっておりますけれども、工事のための足場のほうが多数組まれている様子が御覧いただけるかと思っております。その後、9月にも自治体合同で現地確認を行っておりますが、その際は、工事のほうが輻輳すると聞いておりました取水槽周り、こちらを含めまして、設備の据付け等が完了して、工事全体がほぼ完了している状況、こういった状況も確認をしてございます。下のほうには主な確認箇所ということで、現地確認で見た箇所、こういったところを見たかというのを図のほうで示させていただきます。

めくっていただきまして、10月9日でございますけれども、先ほど中国電力からの御説明にもありました現場シーケンス訓練、こちらのほうに立会いをいたしまして、屋外から大量送水車を用いて原子炉へ注水する際の流れですとか、重大事故対策の成立性確認訓練の状況を確認したというところでございます。

その後、中国電力、原子力規制庁の確認を受けまして、10月28日から燃料装荷作業を開始したところでありますが、翌日、10月29日のところで職員が燃料装荷の状況を

確認をいたしております。

資料1 ページのほうに戻っていただければと思います。今後の対応でございますけれども、まず、今後も起動前準備あるいは原子炉起動など、運転再開までの主要なタイミングで他の関係自治体とも連携をしまして合同で現場に立ち会うなど、機器操作や検査等の状況を確認する予定としてございます。また、これは事あるごとに繰り返し申し上げていることではございますが、中国電力に対しては、引き続き安全を最優先として、工程ありきではない手順で操作や検査等を進めるよう求めてまいります。

中国電力におきましては、先ほど説明がありました工程で再稼働の準備を進められているということでございますが、県としましては、トラブル等で工程に変更が生じた際には速やかに中国電力から連絡を受けることとしておりまして、また、重要機器の故障などの異常があれば、安全協定に基づく立入調査等を実施すると、直ちに現場の状況を確認し、必要な対応を取っていくという考えでございます。

私からの説明は以上であります。

○森本防災部長 それでは、事務局から説明がありました内容について質疑を行います。

また、議題1 から3 の質問等についても併せてお受けします。

この質疑におきましては、1号委員から3号委員の皆様から一括して質問を受けたいと思いますので、どなたか質問等ありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

すみません。お願いします。尾村委員。

○尾村委員 ないようなら発言させてください。

中国電力さん、12月7日、再稼働というようになっていきます。私は一人の県議会議員なんですが、再稼働には反対です。

理由は、もう時間の関係で多くは述べませんが、一つは、私たちはこの間、住民の皆さんにアンケートを取っています。島根原発2号機の再稼働についてどう思われますかというアンケートを、今、松江市でも取っています。出雲市でも取ります。雲南市でも取りました。能登半島地震があったり、やはり非常に2号機の再稼働に対する心配の声というのは本当に今たくさんあります。正確な集計はしてませんが、アンケート回答数の半分以上は2号機の再稼働には反対という声です。その反対の理由もいろんな声が、様々な思いがアンケートに書かれています。私は事業者の中国電力さんにもやはりその声を伝えたい。こういうことがこの地元の人たちが今思ってることなんですよということを事業者にもお伝えしたいと思います。しかるべきときに、そういう地元の皆さんから私たちに寄せられ

た生の声を御参考までにお持ちいたしますので、真摯に対応を取っていただきたい。このことを切に切に願うものです。

それから、不祥事、トラブル、様々な問題があったときに、不適切事案があったときには、隠蔽などは絶対にしない。きちっと情報を公開する。このことを改めて強く求めておきます。

○森本防災部長 ありがとうございます。

中国電力からよろしいでしょうか。

○三村島根原子力本部長 御意見ありがとうございます。

アンケートの件については、また当社も真摯に受け止めるべき御意見もあろうかと思えますので、お受けしたいと思えます。

また、我々も、現場、それから地域の皆様方からも直接そういった御意見をいただいて、それで当社として対応できるものについては日頃から対応してございます。同じような考え方かと思えます。

それから、最後、トラブル等につきまして、今、ちょっとしたことでも毎日そういった事象を吸い上げる、そういった仕組みがございまして、コンディションレポートというものを上げて、それを定期的にホームページでも公開をしています。ほんの些細なこと、普段とは少し違うこと、全てを公開をしています。どんなことがあっても、皆様方に隠したり、そういったことがない、そういった仕組みもできてございまして、そこは我々、情報公開の精神、これだけはしっかり引き続きやっていきたいと思えますので、よろしく願います。以上です。

○森本防災部長 ありがとうございます。

委員の皆様、ありがとうございます。予定していた全ての議題についての質疑を終了とさせていただきます。

本日、時間の都合で御発言いただけなかった方や追加の御意見等のある方は、資料の後ろにつけております意見用紙に御意見等を記入の上、会議終了後、事務局に御提出いただければと思います。

また、本日、一般参加の方からの御意見は、時間の都合上、お受けできませんので、同じく御意見等のある方は、資料の後ろにつけております意見用紙に御記入の上、事務局に御提出いただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、会の終了に当たりまして、知事から御挨拶を申し上げます。

○丸山会長 委員の皆様方には、長時間にわたりまして、様々な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

県といたしましては、中国電力が計画しておられます特定重大事故等対処施設と3系統目の直流電源設備につきまして、本日、委員の皆様からいただきました御意見、また原子力安全顧問の先生方からいただいております御意見、そして県議会、関係自治体からいただく御意見を踏まえまして、了解するかどうかの判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、2号機の再稼働につきましては、先ほど事務局から御説明をさせていただきましたとおり、節目節目での関係自治体と連携をした現場確認、そして、中国電力に対しましては、スケジュールありきではなく、検証すべき事柄が発生した場合には、十分な時間をかけて、一旦立ち止まって再検証するといったことを通じて、安全第一でこの稼働準備のプロセスを慎重に進めるということを求めておりますし、その実行状況を注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員の皆様方には、島根県におきます原子力防災につきまして、引き続きそれぞれのお立場から御理解、御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、長時間にわたります御審議、誠にありがとうございました。

○森本防災部長 以上で会議を終了いたします。本日はありがとうございました。